

安全保障貿易管理関連法規の 改正について

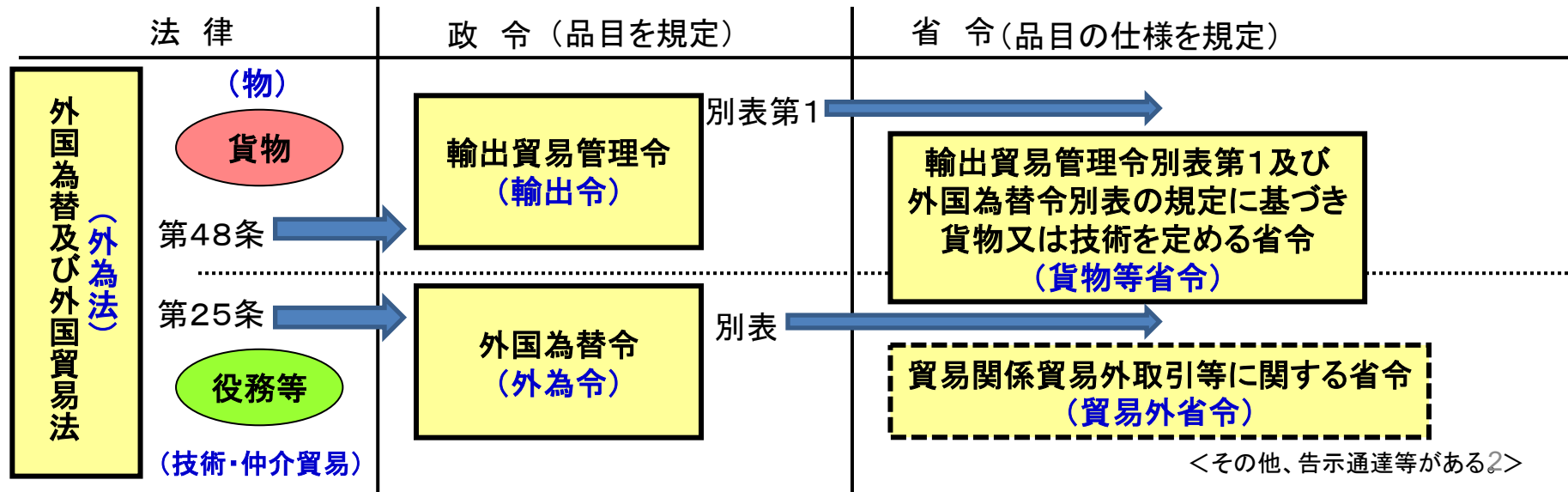
2014年8月

経済産業省 貿易管理部

安全保障貿易管理課

安全保障貿易管理制度の概要と改正趣旨

- 大量破壊兵器及び通常兵器の不拡散の観点から、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合において、安全保障のために輸出規制すべき対象品目が合意されている。
- 我が国においては、当該合意に基づき、政令で規制対象品目を規定。
各国際輸出管理レジームの合意を担保するために、規制対象品目やその仕様を定める関係政令・省令等の所要の改正を毎年行っている。法令構造は下記のとおり。
- なお、今回の改正においては、各国際輸出管理レジームにおける昨年の合意を受けて、輸出令及び関連省令・通達の改正を行うことにより、輸出規制の対象となる品目の追加・削除等を行う。また、併せて、その他所要の改正も行う。



国際輸出管理レジームの概要

国際的枠組

大量破壊兵器関連

通常兵器関連

条約

核兵器、生物・化学兵器
そのものを規制

核兵器関連

NPT

核兵器不拡散条約
Nuclear Non-Proliferation Treaty

・70年発効
・190カ国締約

生物・化学兵器関連

BWC

生物兵器禁止条約
Biological Weapons Convention

・75年発効
・170カ国・地域締約

CWC

化学兵器禁止条約
Chemical Weapons Convention

・97年発効
・189カ国締約

ミサイル関連

通常兵器関連

国際輸出管理レジーム

通常兵器や大量破壊兵器の開発に用いられる汎用品等を貿易管理

NSG

原子力供給国グループ
Nuclear Suppliers Group

・78年発足
・48カ国参加

AG

オーストラリア・グループ
Australia Group

・85年発足
・41カ国参加

MTCR

ミサイル関連機材・技術輸出規制
Missile Technology Control Regime

・87年発足
・34カ国参加

WA

ワッセナー・アレンジメント
The Wassenaar Arrangement

・96年発足
・41カ国参加

我が国の枠組

防衛装備移転三原則

防衛装備の移転のルールを明確化

条約・レジーム

外国為替及び外国貿易法
・輸出貿易管理令(物)
・外国為替令(技術)

輸出令別表第1・外為令別表の項番とレジームの対応関係

項	国際輸出管理レジーム		規制品目		
1	WA(ワッセナー・アレンジメント) 等				
2	大量破壊兵器関連	NSG(原子力供給国会合)	NSGパート1 NSGパート2	原子力専用品 原子力用途以外にも使用できる汎用品	
3		AG(オーストラリアグループ)	化学兵器の原料となる物質及び製造装置		
3の2			生物兵器の原料となる微生物、毒素及び製造装置		
4		MTCR(ミサイル関連貨物技術輸出規制)	ミサイル・ロケット及び製造装置		
5	通常兵器関連	WA(ワッセナー・アレンジメント)	カテゴリー1	先端材料	
6			カテゴリー2	材料加工	
7			カテゴリー3	エレクトロニクス	
8			カテゴリー4	コンピュータ	
9			カテゴリー5	通信機器	
10			カテゴリー6	センサー／レーザー	
11			カテゴリー7	航法装置	
12			カテゴリー8	海洋関連装置	
13			カテゴリー9	推進装置	
14			軍需品リスト	(1項に該当するものを除く)	
15			機微な品目		
16			キャッチオール規制 補完的輸出規制		

改正のポイント

<リスト品目>

- カメラに関する規定変更
- 圧力測定器に関する規定変更
- 雷管の部分品の追加
- 中性子発生装置に関する規定変更
- レニウム等の追加
- 防爆構造の容器の追加
- 発酵槽の部分品の追加
- デジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置等の削除
- サンプリングオシロスコープの追加
- インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置の追加
- 慣性航法装置等の部分品の削除

<その他>

- 輸出令別表第3の2に、中央アフリカを追加。